

# 学校教職員の時間外勤務時間の上限が 法により定められています。

法改正により、令和2年4月1日から、すべての企業・事業所等で罰則付きの時間外勤務時間の制限が開始されています。学校では罰則はないですが、法を遵守する対象であり、教職員も次のとおり、時間外勤務時間の上限が設定されています。保護者、地域の皆様には、国全体で進んでいる働き方改革について御理解いただき、今後とも学校へのご支援とご協力、よろしくお願いいたします。

- 1か月の時間外勤務時間は上限**45時間**
- 1年間の時間外勤務時間は上限**360時間**

## 市内統一事項

玉野市教育委員会では、法を遵守するための方策として次の項目について市内全校で統一しています。

### ①教職員の出勤時間は7：30以降

- 児童生徒は、8：00～8：30の間で登校させてください。
  - ・ やむを得ず部活動の朝練習を行う場合は、7：30以降に登校

### ②児童生徒の完全下校時刻

- 小学校16：30、中学校18：00、商工高校18：30 備南高校設定なし

### ③留守番電話設定（備南高校は対象外）

- 18：00から翌朝8：00
  - ・ メールでの欠席連絡も推奨します。各校の指示に従ってください。
  - ・ 欠席連絡はできるだけ8：00以降にお願いします。

### ④学校全体の最終消灯時刻

- 月～金曜日は消灯時刻19：30（すべての教室等を消灯）
- やむを得ない場合、最終消灯時刻は20：00
  - ・ 校長が特別に認めた場合、または、緊急の生徒指導対応等の事案が発生した場合はこの限りではありません。

### ⑤部活動は短時間で効果的に

- 朝練習は常態化せず、必要性がある場合に最小限の日数で実施
- 業務繁忙期は土日の部活動は行わないなど、計画的に実施
- 長期休業中の土日の部活動は原則実施しません。（校長が認める練習試合・大会等は可）
- ★ 部活動については、顧問の勤務状況を把握しながら、必要に応じて検討します。

「子どもたちのためにいくらでも働きたい」という教職員の思いも大切にしながら、法による時間外勤務時間を管理しています。国全体の働き方改革を御理解いただき、今後も学校の教育活動が改革されていくと思いますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。